

# 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の概要

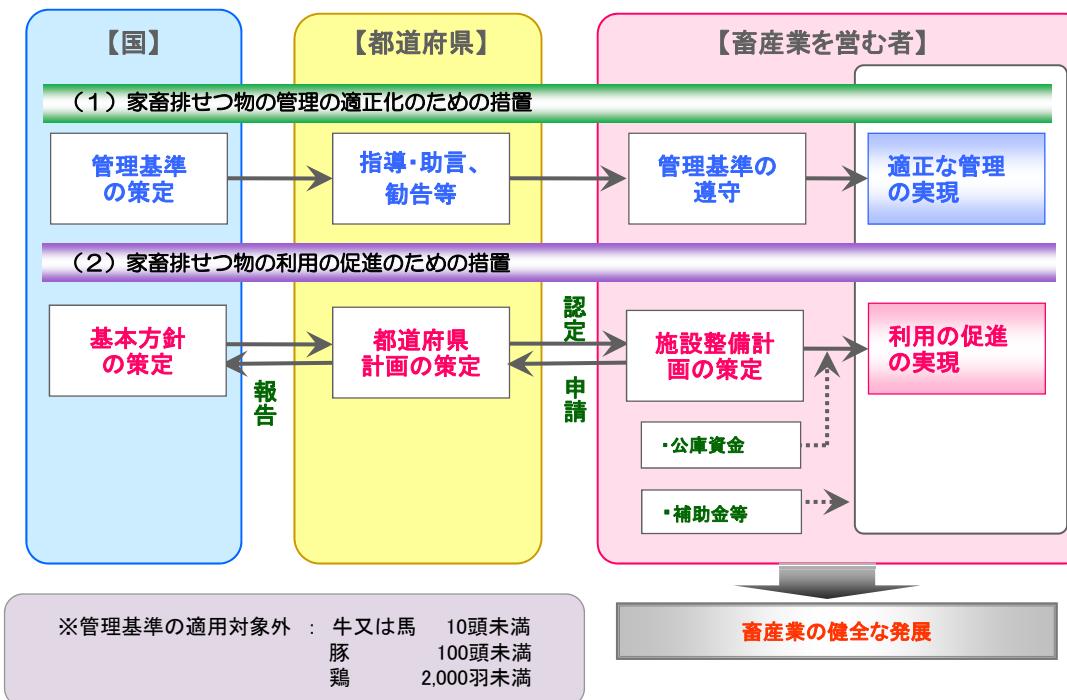
## ＜目的＞

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な基準を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資する。

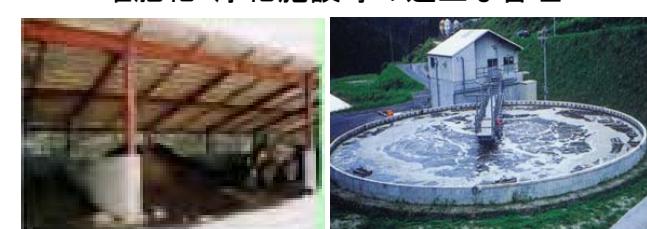
## ＜概要＞

- ① 農林水産大臣は、家畜排せつ物の管理の方法等に関し、畜産業を営む者が遵守すべき基準を定め、畜産業を営む者は、その基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない。  
(基準に従わない場合は、都道府県知事より指導・助言・勧告・命令)
- ② 利用の促進を図るため、農林水産大臣は、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を策定。  
都道府県は、基本方針に即し、各都道府県計画を定めることができる。
- ③ 畜産業を営む者は都道府県知事から処理高度化計画の認定受けることができ、計画に従い施設整備のために必要な資金を日本政策金融公庫から借り受けることができる。

## ◎家畜排せつ物法の体系



野積み・素掘り等の不適切な管理から



堆肥化・浄化施設等の適正な管理へ

# 「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」の見直しについて

## 基本方針の位置づけ

- 畜産環境問題への対処及び畜産業の健全な発展のため、家畜排せつ物の管理と併せて、利用の促進を図る体制を構築する必要
- 本方針は、国が策定(法第7第1項)し、公表(法第7条第4項)
- 国は、利用の促進を総合的かつ計画的に図るために、本方針において必要な事項を示す(法第7条第2項)
- 本方針は、情勢の推移に応じて変更(法第7条第3項)
- 都道府県は、国の方針に基づき地域の実情に応じた「基本計画」を定めることができる
- 「基本計画」に基づく処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産業を営む者は、公庫からの資金貸付を受けることができる

## 現行基本方針(27年度目標)のポイント

- 法の施行以来、対象となる畜産農家のほぼ全てにおいて「管理基準」が遵守されており、管理面では一定の目的を達成
- 一方で、経営規模の拡大、畜産農家の地域的偏在の進展等により堆肥利用の促進が喫緊の課題
- 国としては、これらの課題に対応し、より一層の利用の推進の体制整備を図るべく、  
**①耕畜連携の強化、②ニーズに即した堆肥づくり、③エネルギーとしての利用等の推進**  
を柱とする方針を策定

## 見直しの方向性（案）

### 新たな課題と動き

- ・ 水田農業政策の見直し、自給飼料生産・利用の拡大による耕畜連携の進展。
  - ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)により、家畜排せつ物のエネルギー利用が増加するも、送電に係るインフラの問題も発生。
  - ・ 規模拡大の進展、環境規制強化の中、周辺住民の苦情問題が深刻化。
  - ・ 養豚農業振興法において資源循環型社会の形成が位置付け。
- 次期方針は、平成37年度を目標とし、①耕畜連携の強化等による堆肥利用の推進、②家畜排せつ物のエネルギー利用の推進、③畜産環境対策の推進を柱とする。